

砺波市過疎地域持続的発展計画 概要版

1 計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、砺波市においては、令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年4月1日から旧庄川町の区域（以下「庄川地域」という。）が「一部過疎地域」の追加指定を受けて、過疎地域となりました。

このことから、庄川地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を活用し持続的発展を図るため、富山県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の過疎地域の持続的発展の基本的方針や、実施すべき施策について定めた「砺波市過疎地域持続的発展計画」を策定するものです。

特別措置とは

- (1) 過疎対策事業債の発行
(対象となるハード事業、ソフト事業（発行額の上限あり）に充当可能)
- (2) 固定資産税の課税免除又は不均一課税
(製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業が対象)
- (3) 国庫補助等の割合のかさ上げ
(教育施設、児童福祉施設、消防施設が対象) 等

2 地域の持続的発展の基本方針

庄川地域は、市内でも人口減少や高齢化の進行が大変高い状況にあります。

そのため、引き続き、住民の生活に必要な社会基盤等のハード整備に取り組むとともに、庄川地域が有する個性や資源を活かしたソフト面の対策など、中心市街地と周辺地域との交流・連携を深めることにより、ハード・ソフト両面から庄川地域の持続的発展のための対策を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを進めるため、当該地域の住民や各種団体と協力して、国の有利な財政支援などを効果的に活用し、将来の財政負担に十分配慮しながら活用を進めていきます。

3 地域の持続的発展のための基本目標（人口目標）

	基準値（令和2年度）	令和8年度
庄川地域の人口	5,548人	5,300人

4 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標の達成状況、施策の取組状況について、市の最上位計画である第2次砺波市総合計画内の指標も活用しながら、点検・検証を行います。また、評価の実施時期は令和7年度とし、評価の結果を公表することとします。

5 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

(計画の終期を富山県過疎地域持続的発展方針の期間に合わせます)

6 地域の持続的発展のために実施すべき施策

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・地域コミュニティの活性化、地域力・家族力の強化
- ・情報提供や相談体制を充実させることによる移住・定住の促進
- ・交流人口や関係人口等の拡大と、多様な交流活動の支援による地域間交流の推進

主な区分	主な事業内容
移住・定住	お試し移住体験事業
過疎地域持続的発展特別事業※	住宅取得支援事業
	三世帯同居・近居住宅支援事業

※「過疎地域持続的発展特別事業」とは、ソフト事業のことです。

(2) 産業の振興

- ・種子施設の整備の支援と、庄川ゆず等の販路拡大の推進
- ・庄川の魅力ある資源を生かしたイベントの開催や旅行商品の開発支援
- ・庄川水記念公園を始めとした周辺施設の再整備
- ・産業振興促進区域における製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の推進

主な区分	主な事業内容
農業（経営近代化施設）	水田農業生産振興対策事業
観光又はレクリエーション	庄川水記念公園・特産館等再整備事業
過疎地域持続的発展特別事業	庄川イベント開催補助金
	庄川温泉郷活性化補助金
	有害鳥獣被害防止対策事業

(3) 地域における情報化

- ・情報提供システム等の構築による地域コミュニティの活性化の推進

主な区分	主な事業内容
過疎地域持続的発展特別事業	安全・安心確保対策事業

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

- ・道路幅員の狭い個所や危険な交差点等の計画的な整備や、橋りょうの維持修繕等
- ・迅速で適切な除雪に対応できるための除排雪施設等の整備の一層の推進
- ・デマンドタクシーのエリア拡大の検討（市民ニーズにあった公共交通体系の充実）

主な区分	主な事業内容
市道（道路ほか）	市道改良、道路橋りょう維持修繕事業
	雪寒地域道路防雪事業
自動車、雪上車	除雪機械等整備事業
過疎地域持続的発展特別事業	デマンドタクシー運行事業

(5) 生活環境の整備

- ・老朽化や劣化が進む下水道管渠などの計画的な更新と効率的な維持管理
- ・地域防災体制の充実による地域防災力の強化
- ・都市公園の計画的な更新と予防保全的な維持管理

主な区分	主な事業内容
下水道施設	特定環境保全公共下水道事業
	下水道広域化推進総合事業
公園	都市公園整備事業
その他	市営住宅維持修繕事業
過疎地域持続的発展特別事業	自主防災組織・消防団等活動事業

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・幼保連携型認定こども園の設置の推進と民間事業者に対する支援
- ・地域密着型サービスの充実による在宅生活の支援

主な区分	主な事業内容
保育施設、児童館	保育施設整備事業
その他	社会福祉施設・健康福祉施設設備等修繕事業
過疎地域持続的発展特別事業	保育施設 I C T 支援システム導入補助金

(7) 教育の振興

- ・安全・安心で豊かな学校生活を送ることができる環境の整備
- ・通学時の安全確保のためのスクールバスの安全運行
- ・生涯スポーツの多様なニーズに応えるため取り組みやすい環境づくりの推進

主な区分	主な事業内容
学校教育関連施設	学校環境改善事業
集会施設、体育施設等	庄川親雪体育館等修繕工事
過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス運行事業

(8) 集落の整備

- ・地区自治振興会等へ拠点となる地区集会施設等の整備のための支援
- ・更なる地域力の充実と地域活性化の推進
- ・地域コミュニティの活性化と持続可能な地域づくりの支援

主な区分	主な事業内容
過疎地域持続的発展特別事業	地区集会施設整備事業
	地域力推進交付金事業
	施設移管円滑化事業

(9) 地域文化の振興等

- ・地域の伝統文化・芸能継承の支援
- ・文化財の保護・活用や地域文化の振興による文化芸術の普及・発展

主な区分	主な事業内容
過疎地域持続的発展特別事業	文化財等保護整備事業

(10) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・屋敷林所有者の維持管理に係る負担の軽減
- ・屋敷林の剪定枝や落ち葉等によるバイオマスを活用した取組の検討

主な区分	主な事業内容
過疎地域持続的発展特別事業	屋敷林保全事業
	屋敷林の剪定枝等リサイクル事業 (かいによサイクル)

※上記(1)から(10)までの事業については、将来の財政負担に十分配慮しながら、実施について検討していきます。